

令和 2 年 第 4 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

目次

議案第 1 2 1 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 5 号) -----	1
議案第 1 2 2 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 6 号) -----	1 7
議案第 1 2 3 号	令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 7 号) -----	4 9
議案第 1 2 4 号	令和 2 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第 5 号) -----	8 1
議案第 1 2 5 号	令和 2 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計補正予算(第 2 号) -----	8 6
議案第 1 2 6 号	令和 2 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算(第 5 号) -----	9 4
議案第 1 2 7 号	令和 2 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計補正予算(第 1 号) -----	1 0 4
議案第 1 2 8 号	茅ヶ崎市事務分掌条例の一部を改正す る条例-----	1 1 4
議案第 1 2 9 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例-----	1 1 5
議案第 1 3 0 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例-----	1 1 8
議案第 1 3 1 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する 条例-----	1 2 0
議案第 1 3 2 号	茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例-----	1 2 1

議案第 1 3 3 号	茅ヶ崎市屋外広告物条例の一部を改正 する条例-----	1 2 2
議案第 1 3 4 号	監査委員の選任について-----	1 2 4
議案第 1 3 5 号	指定管理者の指定について-----	1 2 7
議案第 1 3 6 号	指定管理者の指定について-----	1 2 8
議案第 1 3 7 号	字の区域の変更について-----	1 2 9
議案第 138 号の 1	市道路線の認定について-----	1 3 1
議案第 138 号の 2	市道路線の認定について-----	1 3 4
議案第 138 号の 3	市道路線の認定について-----	1 3 7
議案第 138 号の 4	市道路線の認定について-----	1 4 0
議案第 138 号の 5	市道路線の認定について-----	1 4 3
議案第 138 号の 6	市道路線の認定について-----	1 4 6
報告第 2 1 号	専決処分の報告について-----	1 4 9
報告第 2 2 号	専決処分の報告について-----	1 5 0

令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第15号）

令和2年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,723千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,581,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更及び廃止は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		41,105,062	19,031	41,124,093
	1 国庫負担金	11,373,182	4,051	11,377,233
	2 国庫補助金	29,682,341	14,980	29,697,321
20 繰入金		604,245	4,053	608,298
	2 基金繰入金	594,954	4,053	599,007
21 繰越金		2,650,389	4,793	2,655,182
	1 繰越金	2,650,389	4,793	2,655,182
23 市債		4,419,300	△103,600	4,315,700
	1 市債	4,419,300	△103,600	4,315,700
歳 入 合 計		102,656,772	△75,723	102,581,049

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		8,154,317	8,104	8,162,421
	1 保健衛生費	4,769,400	8,104	4,777,504
10 教育費		6,336,991	△83,827	6,253,164
	5 社会教育費	2,077,706	△83,827	1,993,879
歳 出 合 計		102,656,772	△75,723	102,581,049

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	5 社会教育費	(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業 (旧和田家改修工事)	55,484	令和元年度	12,059	50,047	令和元年度	12,059
				令和2年度	43,425		令和2年度	37,988
		(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業 (博物館整備工事)	1,474,748	令和元年度	0	1,525,054	令和元年度	0
				令和2年度	686,388		令和2年度	770,386
				令和3年度	788,360		令和3年度	754,668

廃 止

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	5 社会教育費	(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業 (旧三橋家改修工事)	104,091	令和2年度	56,069	—	—	—
				令和3年度	48,022		—	—

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

廃 止

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
民俗資料館 (旧三橋家) 改修工事 監理業務委託経費	令和3年度	千円 8,316	—	千円 —	新型コロナウイルス感染症の発生による市税等の減収対策により改修内容を見直したため

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業	641,700	576,500
民 俗 資 料 館 整 備 事 業	66,100	27,700
計	4,419,300	4,315,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	41,105,062	19,031	41,124,093
20 繰入金	604,245	4,053	608,298
21 繰越金	2,650,389	4,793	2,655,182
23 市債	4,419,300	△103,600	4,315,700
歳 入 合 計	102,656,772	△75,723	102,581,049

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	8,154,317	8,104	8,162,421
10 教育費	6,336,991	△83,827	6,253,164
歳 出 合 計	102,656,772	△75,723	102,581,049

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4,051	0	0	4,053
14,980	△103,600	0	4,793
19,031	△103,600	0	8,846

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	41,105,062	19,031	41,124,093
1 国庫負担金	11,373,182	4,051	11,377,233
2 衛生費国庫負担金	49,779	4,051	53,830
2 国庫補助金	29,682,341	14,980	29,697,321
8 教育費国庫補助金	736,050	14,980	751,030
20 繰入金	604,245	4,053	608,298
2 基金繰入金	594,954	4,053	599,007
2 財政調整基金繰入金	387,440	4,053	391,493
21 繰越金	2,650,389	4,793	2,655,182
1 繰越金	2,650,389	4,793	2,655,182
1 繰越金	2,650,389	4,793	2,655,182
23 市債	4,419,300	△103,600	4,315,700
1 市債	4,419,300	△103,600	4,315,700
8 教育債	785,800	△103,600	682,200
歳 入 合 計	102,656,772	△75,723	102,581,049

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	4,051	3 感染症発生動向調査事業費負担金（1／2）	4,051
4 社会教育費補助金	14,980	1 社会資本整備総合交付金	14,980
1 財政調整基金繰入金	4,053	1 財政調整基金繰入金	4,053
1 前年度繰越金	4,793	1 前年度繰越金	4,793
3 社会教育債	△103,600	2 （仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業債 3 民俗資料館整備事業債	△65,200 △38,400

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 衛生費	8,154,317	8,104	8,162,421		
1 保健衛生費	4,769,400	8,104	4,777,504		
2 予防費	399,467	8,104	407,571	国庫支出金	4,051
				一般財源	4,053
10 教育費	6,336,991	△83,827	6,253,164		
5 社会教育費	2,077,706	△83,827	1,993,879		
2 文化財保護費	1,263,691	△83,827	1,179,864	国庫支出金	14,980
				地 方 債	△103,600
				一般財源	4,793
歳 出 合 計	102,656,772	△75,723	102,581,049		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	1,650	90 新型コロナウイルス感染症対策事業費 8,104
9 旅費	53	
1 費用弁償	53	
12 役務費	6,401	
3 手数料	6,401	
11 需用費	440	110 (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業費 △83,827
1 消耗品費	△60	
6 修繕料	500	
13 委託料	△1,676	
15 工事請負費	22,492	
17 公有財産購入 費	△93,113	
19 負担金補助及 び交付金	△1,370	
22 補償補填及び 賠償金	△10,600	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1,557 (1,285)	1,089,332	12,523,650	14,782,274	
補 正 前	1,557 (1,284)	1,087,682	12,522,000	14,780,624	
比 較	0 (1)	1,650	1,650	1,650	

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	6 (1,204)	1,089,332	1,200,120	1,319,857	
補 正 前	6 (1,203)	1,087,682	1,198,470	1,318,207	
比 較	0 (1)	1,650	1,650	1,650	

※表中()は、常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員について外書きしたものです。

継 続 費 に

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教育費	5 社会教育費	(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業(旧和田家改修工事)	令和元	千円 12,059	千円 4,019	千円 7,200	千円	千円 840
			2	37,988	12,662	22,700		2,626
			計	50,047	16,681	29,900		3,466
		(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業(博物館整備工事)	令和元	0				
			2	770,386	138,072	486,300		146,014
			3	754,668	86,040	522,600		146,028
			計	1,525,054	224,112	1,008,900		292,042

関 する 調 書

前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
		50,047	50,047		100.0
		50,047	50,047		100.0
					0.0
		770,386	770,386		50.5
				754,668	49.5
		770,386	770,386	754,668	100.0

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	35,675,481	4,826,700	△ 103,600	4,723,100	38,429,323	38,325,723
(10) 教 育	8,509,072	1,709,000	△ 103,600	1,605,400	9,529,061	9,425,461
合 計	65,198,085	6,266,700	△ 103,600	6,163,100	66,982,541	66,878,941

令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第16号）

令和2年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ407,852千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,173,197千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 使用料及び手数料		827,821	△1,744	826,077
	1 使用料	314,843	△1,744	313,099
16 国庫支出金		41,124,093	△285,274	40,838,819
	1 国庫負担金	11,377,233	△7,317	11,369,916
	2 国庫補助金	29,697,321	△277,957	29,419,364
17 県支出金		5,733,539	△8,153	5,725,386
	2 県補助金	1,164,113	△8,153	1,155,960
20 繰入金		608,298	△105,476	502,822
	2 基金繰入金	599,007	△105,476	493,531
22 諸収入		2,955,360	△205	2,955,155
	5 雑入	761,621	△205	761,416
23 市債		4,315,700	△7,000	4,308,700
	1 市債	4,315,700	△7,000	4,308,700
歳 入 合 計		102,581,049	△407,852	102,173,197

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		414,507	△3,600	410,907
	1 議会費	414,507	△3,600	410,907
2 総務費		9,427,241	△10,127	9,417,114
	1 総務管理費	7,579,797	△8,181	7,571,616
	2 徴税費	803,815	△1,946	801,869
3 民生費		60,141,765	△17,977	60,123,788
	1 社会福祉費	39,122,423	△4,367	39,118,056
	2 児童福祉費	16,814,469	△13,610	16,800,859
4 衛生費		8,162,421	△60,161	8,102,260
	1 保健衛生費	4,777,504	△56,636	4,720,868
	2 清掃費	3,384,917	△3,525	3,381,392
5 労働費		246,727	△220	246,507
	1 労働諸費	246,727	△220	246,507
6 農林水産業費		394,501	△7,832	386,669
	1 農業費	196,841	△7,832	189,009
7 商工費		3,214,523	△277,180	2,937,343
	1 商工費	3,214,523	△277,180	2,937,343
8 土木費		6,714,351	△9,857	6,704,494
	1 土木管理費	754,047	△1,537	752,510
	4 都市計画費	3,592,383	△8,320	3,584,063
9 消防費		2,542,463	△4,727	2,537,736
	1 消防費	2,542,463	△4,727	2,537,736
10 教育費		6,253,164	△16,171	6,236,993
	1 教育総務費	1,067,261	△2,722	1,064,539
	2 小学校費	1,748,521	△785	1,747,736
	5 社会教育費	1,993,879	△12,664	1,981,215
歳 出 合 計		102,581,049	△407,852	102,173,197

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
農 業 用 排 水 路 整 備 事 業	2,900	0
農 と み ど り の 整 備 事 業	1,400	0
道 の 駅 整 備 推 進 事 業	5,700	3,000
計	4,315,700	4,308,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 使用料及び手数料	827,821	△1,744	826,077
16 国庫支出金	41,124,093	△285,274	40,838,819
17 県支出金	5,733,539	△8,153	5,725,386
20 繰入金	608,298	△105,476	502,822
22 諸収入	2,955,360	△205	2,955,155
23 市債	4,315,700	△7,000	4,308,700
歳 入 合 計	102,581,049	△407,852	102,173,197

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	414, 507	△3, 600	410, 907
2 総務費	9, 427, 241	△10, 127	9, 417, 114
3 民生費	60, 141, 765	△17, 977	60, 123, 788
4 衛生費	8, 162, 421	△60, 161	8, 102, 260
5 労働費	246, 727	△220	246, 507
6 農林水産業費	394, 501	△7, 832	386, 669
7 商工費	3, 214, 523	△277, 180	2, 937, 343
8 土木費	6, 714, 351	△9, 857	6, 704, 494
9 消防費	2, 542, 463	△4, 727	2, 537, 736
10 教育費	6, 253, 164	△16, 171	6, 236, 993
歳 出 合 計	102, 581, 049	△407, 852	102, 173, 197

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	0	△3,600
0	0	△1,287	△8,840
△8,859	0	0	△9,118
△8,219	0	△48	△51,894
0	0	0	△220
△1,958	△4,300	0	△1,574
△273,000	△2,700	0	△1,480
0	0	0	△9,857
△102	0	0	△4,625
△1,289	0	△1,901	△12,981
△293,427	△7,000	△3,236	△104,189

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 使用料及び手数料	827,821	△1,744	826,077
1 使用料	314,843	△1,744	313,099
8 教育使用料	6,151	△1,744	4,407
16 国庫支出金	41,124,093	△285,274	40,838,819
1 国庫負担金	11,377,233	△7,317	11,369,916
2 衛生費国庫負担金	53,830	△7,317	46,513
2 国庫補助金	29,697,321	△277,957	29,419,364
2 民生費国庫補助金	26,100,135	△4,957	26,095,178
5 商工費国庫補助金	1,580,025	△273,000	1,307,025
17 県支出金	5,733,539	△8,153	5,725,386
2 県補助金	1,164,113	△8,153	1,155,960
1 総務費県補助金	51,716	△102	51,614
2 民生費県補助金	944,735	△4,804	939,931

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 社会教育使用料	△1,744	4 茅ヶ崎公園体験学習センター使用料	△1,744
1 保健衛生費負担金	△7,317	3 感染症発生動向調査事業費負担金（1／2）	△7,317
1 社会福祉費補助金	△306	2 市町村地域生活支援事業補助金（1／2）	△306
2 児童福祉費補助金	△4,651	4 子ども・子育て支援交付金（1／3）	△4,651
2 地方創生臨時交付金	△273,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△273,000
1 総務管理費補助金	△102	2 市町村地域防災力強化事業費補助金	△102
1 社会福祉費補助金	△153	5 市町村地域生活支援事業補助金（1／4）	△153

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		4 農林水産業費県補助金	13,098	△1,958	11,140
		6 教育費県補助金	26,176	△1,289	24,887
20	繰入金		608,298	△105,476	502,822
	2	基金繰入金	599,007	△105,476	493,531
		2 財政調整基金繰入金	391,493	△104,189	287,304
		3 公共施設等再編整備基金繰入金	65,188	△1,287	63,901
22	諸収入		2,955,360	△205	2,955,155
	5	雑入	761,621	△205	761,416
		2 雑入	761,417	△205	761,212
23	市債		4,315,700	△7,000	4,308,700
	1	市債	4,315,700	△7,000	4,308,700
		4 農林水産業債	124,600	△4,300	120,300

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費補助金	△4,651	6 子ども・子育て支援交付金（1／3） △4,651
2 市町村事業推進交付金	△1,958	1 農とみどりの整備事業費補助金 △1,958
2 社会教育費補助金	△76	1 放課後子ども教室推進事業費補助金（2／3） △76
3 市町村事業推進交付金	△1,213	1 市町村青少年行政推進費補助金 △1,213
1 財政調整基金繰入金	△104,189	1 財政調整基金繰入金 △104,189
1 公共施設等再編整備基金繰入金	△1,287	1 公共施設等再編整備基金繰入金 △1,287
3 衛生費雑入	△48	10 母子栄養健康づくり事業費自己負担金 △48
9 教育費雑入	△157	3 青少年団体等宿泊研修負担金 △157
1 農業債	△4,300	1 農業用排水路整備事業債 △2,900 2 農とみどりの整備事業債 △1,400

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	5	商工債	5,700	△2,700	3,000
歳 入 合 計			102,581,049	△407,852	102,173,197

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 商工債	△2,700	1 道の駅整備推進事業債 △2,700

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 議会費	414,507	△3,600	410,907		
1 議会費	414,507	△3,600	410,907		
1 議会費	414,507	△3,600	410,907	一般財源	△3,600
2 総務費	9,427,241	△10,127	9,417,114		
1 総務管理費	7,579,797	△8,181	7,571,616		
1 一般管理費	3,339,221	△115	3,339,106	一般財源	△115
3 広報広聴費	166,634	△603	166,031	一般財源	△603
7 企画費	1,131,463	△1,627	1,129,836	そ の 他	△1,287
				一般財源	△340
13 文化行政費	432,550	△5,557	426,993	一般財源	△5,557

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
9 旅費	△3,498	30 議会活動費	△2,871
1 費用弁償	△2,871	1 調査活動費	△2,871
2 普通旅費	△627	40 事務局費	△729
		1 普通旅費	△627
		2 全国議長会等負担金	△102
19 負担金補助及 び交付金	△102		
10 交際費	△115	30 交際費	△115
8 報償費	△364	40 消費生活センター運営事業費	△603
11 需用費	△239		
4 印刷製本費	△239		
1 報酬	△300	60 総合計画事業費	△340
9 旅費	△40	120 本庁舎跡地整備事業費	△1,287
1 費用弁償	△40		
13 委託料	△1,287		
1 報酬	△240	10 文化行政関係経費	△413
8 報償費	△154	1 文化行政関係経費	△240
		2 ゆかりのまち市民等交流事業関係経費	△173
9 旅費	△1,825	30 平和事業関係経費	△1,563
2 普通旅費	△1,825	50 美術館管理運営事業経費	△297
12 役務費	△8	70 文化振興関係経費	△235
		110 開高健記念館管理運営経費	△809

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		15 男女共同参画推進費	18,091	△279	17,812	一般財源	△279
		2 徴税費	803,815	△1,946	801,869		
		2 賦課徴収費	276,853	△1,946	274,907	一般財源	△1,946
		3 民生費	60,141,765	△17,977	60,123,788		
		1 社会福祉費	39,122,423	△4,367	39,118,056		
		1 社会福祉総務費	5,440,900	△541	5,440,359	一般財源	△541
		2 障害者福祉費	5,583,788	△826	5,582,962	国庫支出金	△306
						県支出金	△153
						一般財源	△367

(単位 千円)

節			説 明	
区 分		金 額		
	7 保険料	△8	130 生涯学習推進事業費	△264
13	委託料	△3,030	170 ホノルル市交流事業費	△1,976
19	負担金補助及び交付金	△300		
8	報償費	△279	10 男女共同参画推進事業費 1 男女共同参画推進事業費	△279 △279
11	需用費	△200	10 賦課徴収管理経費	△1,946
	4 印刷製本費	△200		
13	委託料	△969		
19	負担金補助及び交付金	△777		
8	報償費	△114	30 民生委員関係経費	△100
11	需用費	△377	90 戦没者追悼式等事業費	△441
	1 消耗品費	△377		
13	委託料	△50		
8	報償費	△100	10 障害者福祉管理経費 2 障害者支援事業経費	△114 △114
13	委託料	△612	80 地域生活支援事業費	△712
14	使用料及び賃借料	△114		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
	8	保健体育総務費	16,435	△3,000	13,435	一般財源	△3,000
	2	児童福祉費	16,814,469	△13,610	16,800,859		
	2	児童保育費	10,933,526	△485	10,933,041	一般財源	△485
	5	地域児童福祉費	871,656	△13,125	858,531	国庫支出金	△4,200
						県支出金	△4,200
						一般財源	△4,725
4		衛生費	8,162,421	△60,161	8,102,260		
	1	保健衛生費	4,777,504	△56,636	4,720,868		
	1	保健衛生総務費	3,023,669	△35,594	2,988,075	国庫支出金	△7,317
						一般財源	△28,277
	2	予防費	407,571	△14,102	393,469	一般財源	△14,102
	3	母子衛生費	765,806	△1,515	764,291	国庫支出金	△451
						県支出金	△451
						そ の 他	△48
						一般財源	△565

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	△3,000	40 ねんりんピックかながわ2021関係経費	△3,000
13 委託料	△485	30 児童手当費	△485
19 負担金補助及び交付金	△13,125	10 地域児童福祉推進事業費	△525
		40 放課後児童健全育成事業費	△12,600
8 報償費	△139	20 健康増進事業費	△840
		4 口腔がん検診事業費	△840
9 旅費	△24	110 地域保健対策事業費	△163
2 普通旅費	△24	150 新型コロナウイルス感染症対策事業費	△34,591
13 委託料	△35,431		
11 需用費	△102	10 予防接種事業費	△14,102
4 印刷製本費	△102	2 風しん定期予防接種事業費	△14,102
13 委託料	△14,000		
1 報酬	△1,180	10 母子保健事業費	△1,515
3 職員手当等	△213	3 母子訪問指導事業費	△1,350
17 会計年度任用職員期末手当	△213	5 母子栄養健康づくり事業費	△165
8 報償費	△7		
9 旅費	△1		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		4 環境衛生費	194,896	△1,383	193,513	一般財源	△1,383
		5 公害対策費	12,742	△700	12,042	一般財源	△700
		6 地域医療センター費	224,103	△3,052	221,051	一般財源	△3,052
		7 保健所費	148,717	△290	148,427	一般財源	△290
	2 清掃費		3,384,917	△3,525	3,381,392		
		2 じんかい処理費	2,101,454	△3,283	2,098,171	一般財源	△3,283
		3 し尿処理費	278,648	△242	278,406	一般財源	△242
	5 労働費		246,727	△220	246,507		
		1 労働諸費	246,727	△220	246,507		
		1 労働諸費	246,727	△220	246,507	一般財源	△220
	6 農林水産業費		394,501	△7,832	386,669		

(単位 千円)

節			説 明	
区 分		金 額		
	1 費用弁償	△1		
11	需用費	△60		
	1 消耗品費	△60		
13	委託料	△54		
13	委託料	△1,383	20 公衆便所関係経費	△884
			70 環境施策推進事業費	△499
13	委託料	△700	10 公害分析調査事業費	△700
13	委託料	△3,052	30 旧地域医療センター解体事業費	△3,052
9	旅費	△290	10 保健所管理運営経費	△290
	2 普通旅費	△290		
19	負担金補助及び交付金	△3,283	100 広域リサイクルセンター管理運営経費	△3,283
13	委託料	△242	10 し尿処理事業経費	△242
8	報償費	△152	20 一般労政費	△220
			1 労働行政推進費	△220
11	需用費	△26		
	4 印刷製本費	△26		
19	負担金補助及び交付金	△42		

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
1	農業費	196,841	△7,832	189,009		
	5 農地費	38,138	△7,832	30,306	県支出金	△1,958
					地 方 債	△4,300
					一般財源	△1,574
7	商工費	3,214,523	△277,180	2,937,343		
	1 商工費	3,214,523	△277,180	2,937,343		
	1 商工振興費	3,142,005	△276,047	2,865,958	国庫支出金	△273,000
					地 方 債	△2,700
					一般財源	△347
	2 観光費	72,518	△1,133	71,385	一般財源	△1,133
8	土木費	6,714,351	△9,857	6,704,494		
	1 土木管理費	754,047	△1,537	752,510		
	2 建築指導費	218,012	△1,537	216,475	一般財源	△1,537
	4 都市計画費	3,592,383	△8,320	3,584,063		
	1 都市計画総務費	3,175,598	△4,937	3,170,661	一般財源	△4,937

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	△7,832	10 農業用排水路維持管理事業費 30 農とみどりの整備事業費	△3,916 △3,916
13 委託料	△3,047	120 道の駅整備推進事業費	△3,047
19 負担金補助及 び交付金	△273,000	160 新型コロナウイルス感染症対策事業費	△273,000
13 委託料	△1,133	40 観光施設管理事業費	△1,133
1 報酬	△993	10 建築指導経費 1 建築指導経費	△1,537 △1,537
3 職員手当等	△139		
17 会計年度任用 職員期末手当	△139		
9 旅費	△5		
1 費用弁償	△5		
14 使用料及び賃 借料	△400		
1 報酬	△60	20 都市計画事務費	△630

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		4 緑化推進費	41,784	△3,383	38,401	一般財源	△3,383
9		消防費	2,542,463	△4,727	2,537,736		
	1	消防費	2,542,463	△4,727	2,537,736		
		1 常備消防費	2,426,197	△1,682	2,424,515	県支出金	△102
						一般財源	△1,580
		2 非常備消防費	58,506	△3,045	55,461	一般財源	△3,045
10		教育費	6,253,164	△16,171	6,236,993		
	1	教育総務費	1,067,261	△2,722	1,064,539		
		2 事務局費	1,060,543	△2,722	1,057,821	一般財源	△2,722
	2	小学校費	1,748,521	△785	1,747,736		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 旅費	△8	70 景観まちづくり推進事業費 △107 1 景観計画推進事業費 △107
1 費用弁償	△8	150 萩園地区産業系市街地整備事業費 △4,200
13 委託料	△1,369	
19 負担金補助及 び交付金	△3,500	
13 委託料	△3,383	40 特別緑地保全地区整備推進事業費 △3,383
11 需用費	△552	20 常備消防管理経費 △1,572 7 救命活動推進事業費 △1,572
1 消耗品費	△403	60 消防出初式運営経費 △110
3 食糧費	△74	
4 印刷製本費	△40	
6 修繕料	△35	
13 委託料	△110	
14 使用料及び賃 借料	△1,020	
9 旅費	△3,045	20 消防団活動経費 △3,045 1 消防団活動経費 △3,045
1 費用弁償	△3,045	
14 使用料及び賃 借料	△2,722	70 特別支援教育指導関係経費 △2,722

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
	1	学校管理費	1,075,936	△785	1,075,151	一般財源	△785
	5	社会教育費	1,993,879	△12,664	1,981,215		
	3	公民館費	91,386	△5,111	86,275	一般財源	△5,111
	4	青少年対策費	69,363	△4,858	64,505	県支出金	△1,289
						そ の 他	△157
						一般財源	△3,412

教育費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	△33	30 施設管理経費 △785
3 手数料	△33	
13 委託料	△752	
1 報酬	△673	20 業務管理経費 △1,043
3 職員手当等	△140	30 施設維持管理経費 △1,217
17 会計年度任用職員期末手当	△140	40 公民館活動費 △2,851
8 報償費	△1,884	
9 旅費	△207	
1 費用弁償	△207	
11 需用費	△1,240	
2 燃料費	△23	
5 光熱水費	△1,217	
13 委託料	△912	
14 使用料及び賃借料	△55	
8 報償費	△771	20 青少年指導者活動推進費 △411
11 需用費	△111	30 青少年健全育成事業費 △4,447
1 消耗品費	△10	1 青少年健全育成事業費 △2,429
3 食糧費	△101	2 小学校ふれあいプラザ事業費 △957
12 役務費	△21	4 宇宙飛行士展示コーナー関連事業費 △1,061
1 通信運搬費	△20	

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		5 青少年施設費	52,831	△2,595	50,236	そ の 他	△1,744
						一般財源	△851
		6 図書館費	141,698	△100	141,598	一般財源	△100
		歳 出 合 計	102,581,049	△407,852	102,173,197		

教育費

(単位 千円)

節			説 明	
区 分		金 額		
	7 保険料	△1		
13 委託料		△3,187		
14 使用料及び賃借料		△658		
19 負担金補助及び交付金		△110		
1 報酬		△442	10 青少年会館管理経費	△133
8 報償費		△917	20 青少年会館業務運営経費	△412
9 旅費		△76	30 茅ヶ崎公園体験学習センター管理運営経費	△2,050
	1 費用弁償	△76		
11 需用費		△1,147		
	5 光熱水費	△1,147		
14 使用料及び賃借料		△13		
8 報償費		△100	10 図書館事業費	△100
			5 子ども読書活動推進事業費	△100

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		給 与 費		合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)		
補正後	その他の特別職	207,320	207,320	207,320	
	計	361,544	478,378	544,053	
補正前	その他の特別職	207,920	207,920	207,920	
	計	362,144	478,978	544,653	
比 較	その他の特別職	△ 600	△ 600	△ 600	
	計	△ 600	△ 600	△ 600	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1,557 (1,284)	1,086,044	5,503,423	12,519,870	14,778,494	
補正前	1,557 (1,285)	1,089,332	5,503,915	12,523,650	14,782,274	
比 較	0 (△1)	△ 3,288	△ 492	△ 3,780	△ 3,780	
職員手当 の内訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)				
	補正後	2,645,240				
	補正前	2,645,732				
	比 較	△ 492				

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	6 (1,203)	1,086,044	110,296	1,196,340	1,316,077	
補正前	6 (1,204)	1,089,332	110,788	1,200,120	1,319,857	
比 較	0 (△1)	△ 3,288	△ 492	△ 3,780	△ 3,780	
職員手当 の内訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)				
	補正後	110,296				
	補正前	110,788				
	比 較	△ 492				

※表中()は、常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員について外書きしたものです。

※期末勤勉手当については、期末手当のみ支給されます。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	△ 492	その他の増減分	△ 492	期末勤勉手当 △ 492 千円	

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	35,675,481	4,723,100	△ 7,000	4,716,100	38,325,723	38,318,723
(5) 農林水産	394,650	124,600	△ 4,300	120,300	495,180	490,880
(6) 商 工	592,900	24,000	△ 2,700	21,300	616,600	613,900
合 計	65,198,085	6,163,100	△ 7,000	6,156,100	66,878,941	66,871,941

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 7 号）

令和 2 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 1 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 5 3, 4 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 2, 9 2 6, 6 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地方交付税		1,451,129	222,551	1,673,680
	1 地方交付税	1,451,129	222,551	1,673,680
15 使用料及び手数料		826,077	10,716	836,793
	3 証紙収入	27,000	10,716	37,716
16 国庫支出金		40,838,819	430,722	41,269,541
	1 国庫負担金	11,369,916	143,788	11,513,704
	2 国庫補助金	29,419,364	285,003	29,704,367
	3 委託金	49,539	1,931	51,470
17 県支出金		5,725,386	169,048	5,894,434
	1 県負担金	4,073,232	71,894	4,145,126
	2 県補助金	1,155,960	97,154	1,253,114
18 財産収入		651,012	2	651,014
	1 財産運用収入	76,012	2	76,014
19 寄附金		47,250	25,319	72,569
	1 寄附金	47,250	25,319	72,569
20 繰入金		502,822	△287,301	215,521
	1 特別会計繰入金	9,291	3	9,294
	2 基金繰入金	493,531	△287,304	206,227
21 繰越金		2,655,182	△274,087	2,381,095
	1 繰越金	2,655,182	△274,087	2,381,095
22 諸収入		2,955,155	522	2,955,677
	5 雑入	761,416	522	761,938
23 市債		4,308,700	455,914	4,764,614
	1 市債	4,308,700	455,914	4,764,614
歳 入 合 計		102,173,197	753,406	102,926,603

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,417,114	61,978	9,479,092
	1 総務管理費	7,571,616	32,446	7,604,062
	2 徴税費	801,869	26,000	827,869
	3 戸籍住民基本台帳費	761,534	3,532	765,066
3 民生費		60,123,788	447,757	60,571,545
	1 社会福祉費	39,118,056	396,431	39,514,487
	2 児童福祉費	16,800,859	51,326	16,852,185
4 衛生費		8,102,260	117,591	8,219,851
	1 保健衛生費	4,720,868	106,330	4,827,198
	2 清掃費	3,381,392	11,261	3,392,653
5 労働費		246,507	0	246,507
	1 労働諸費	246,507	0	246,507
7 商工費		2,937,343	744	2,938,087
	1 商工費	2,937,343	744	2,938,087
8 土木費		6,704,494	59,669	6,764,163
	2 道路橋りょう費	1,108,792	78,480	1,187,272
	4 都市計画費	3,584,063	△18,811	3,565,252
10 教育費		6,236,993	65,667	6,302,660
	2 小学校費	1,747,736	29,975	1,777,711
	3 中学校費	909,254	0	909,254
	5 社会教育費	1,981,215	35,692	2,016,907
歳 出 合 計		102,173,197	753,406	102,926,603

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 徴税費	新型コロナウイルス感染症対策事業	26,000
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉管理経費	5,202
8 土木費	2 道路橋りょう費	香川甘沼線道路改良事業	139,965
		上赤羽根堤線道路改良事業	55,511
	4 都市計画費	景観計画推進事業	3,311
		香川駅周辺整備事業	7,469
		道路整備プログラム策定事業	6,281
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業	29,975
	5 社会教育費	施設維持管理経費	34,925

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
庁舎総合管理業務委託経費	令和2年度 └ 令和4年度	千円 347,458
コミュニティホール管理業務委託経費	令和2年度 └ 令和4年度	11,220
剪定枝収集運搬業務委託経費	令和2年度 └ 令和3年度	9,066
剪定枝処分業務委託経費	令和2年度 └ 令和3年度	2,126
がん検診等受診券作成業務委託経費	令和2年度 └ 令和3年度	9,571
こども予防接種予診票作成業務委託経費	令和2年度 └ 令和3年度	3,552
茅ヶ崎駅北口広場及び地下道等保安業務委託経費	令和2年度 └ 令和4年度	19,008
外国人英語指導助手活用事業経費	令和2年度 └ 令和4年度	69,480

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
鶴 嶺 公 民 館 整 備 事 業		31,400	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。 ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
計	4,308,700	4,764,614			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
狭 あ い 道 路 整 備 事 業	142,500	181,000
香 川 駅 周 辺 整 備 事 業	57,700	48,800
浜 見 平 地 区 拠 点 整 備 事 業	75,700	60,800
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	49,300	71,700
臨 時 財 政 対 策 債	1,440,000	1,827,414
計	4,308,700	4,764,614

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
12 地方交付税	1,451,129	222,551	1,673,680
15 使用料及び手数料	826,077	10,716	836,793
16 国庫支出金	40,838,819	430,722	41,269,541
17 県支出金	5,725,386	169,048	5,894,434
18 財産収入	651,012	2	651,014
19 寄附金	47,250	25,319	72,569
20 繰入金	502,822	△287,301	215,521
21 繰越金	2,655,182	△274,087	2,381,095
22 諸収入	2,955,155	522	2,955,677
23 市債	4,308,700	455,914	4,764,614
歳 入 合 計	102,173,197	753,406	102,926,603

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	9,417,114	61,978	9,479,092
3 民生費	60,123,788	447,757	60,571,545
4 衛生費	8,102,260	117,591	8,219,851
5 労働費	246,507	0	246,507
7 商工費	2,937,343	744	2,938,087
8 土木費	6,704,494	59,669	6,764,163
10 教育費	6,236,993	65,667	6,302,660
歳 出 合 計	102,173,197	753,406	102,926,603

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
29,532	0	17,737	14,709
271,810	0	522	175,425
106,330	0	10,716	545
3,063	0	0	△3,063
0	0	0	744
0	14,700	0	44,969
189,035	53,800	0	△177,168
599,770	68,500	28,975	56,161

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
12 地方交付税	1,451,129	222,551	1,673,680
1 地方交付税	1,451,129	222,551	1,673,680
1 地方交付税	1,451,129	222,551	1,673,680
15 使用料及び手数料	826,077	10,716	836,793
3 証紙収入	27,000	10,716	37,716
1 証紙収入	27,000	10,716	37,716
16 国庫支出金	40,838,819	430,722	41,269,541
1 国庫負担金	11,369,916	143,788	11,513,704
1 民生費国庫負担金	11,323,403	143,788	11,467,191
2 国庫補助金	29,419,364	285,003	29,704,367
1 総務費国庫補助金	316,892	29,532	346,424
2 民生費国庫補助金	26,095,178	2,601	26,097,779
3 衛生費国庫補助金	144,908	60,772	205,680
8 教育費国庫補助金	751,030	189,035	940,065

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	222,551	1 普通交付税	222,551
1 証紙収入	10,716	1 大型ごみ処理手数料	10,716
1 社会福祉費負担金	143,788	3 自立支援給付費負担金 (1 / 2) 6 障害児入所給付費等負担金 (1 / 2)	88,900 54,888
2 戸籍住民基本台帳費補助金	3,532	1 社会保障・税番号制度推進事業補助金	3,532
3 地方創生臨時交付金	26,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	26,000
1 社会福祉費補助金	2,601	6 障害者自立支援給付支払等システム事業補助金	2,601
3 地方創生臨時交付金	60,772	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	60,772
5 地方創生臨時交付金	189,035	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	189,035

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	9 労働費国庫補助金	13,692	3,063	16,755
	3 委託金	49,539	1,931	51,470
	2 民生費委託金	48,950	1,931	50,881
17	県支出金	5,725,386	169,048	5,894,434
	1 県負担金	4,073,232	71,894	4,145,126
	1 民生費県負担金	3,996,453	71,894	4,068,347
	2 県補助金	1,155,960	97,154	1,253,114
	2 民生費県補助金	939,931	51,596	991,527
	3 衛生費県補助金	99,148	45,558	144,706
18	財産収入	651,012	2	651,014
	1 財産運用収入	76,012	2	76,014
	2 利子及び配当金	31,283	2	31,285
19	寄附金	47,250	25,319	72,569
	1 寄附金	47,250	25,319	72,569
	1 一般寄附金	13,000	7,584	20,584

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方創生臨時 交付金	3,063	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	3,063
1 社会福祉費委 託金	1,931	3 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金	1,931
1 社会福祉費負 担金	71,894	4 自立支援給付費負担金 (1 / 4) 5 障害児施設措置費 (給付費等) 負担金 (1 / 4)	44,450 27,444
1 社会福祉費補 助金	1,596	12 障害者グループホーム等運営費補助事業費補助金	1,596
2 児童福祉費補 助金	50,000	12 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (10 / 10)	50,000
1 保健衛生費補 助金	45,558	10 インフルエンザ予防接種事業費補助金	45,558
1 利子収入	2	1 ふるさと基金利子	2
1 一般寄附金	7,584	1 一般寄附金	7,584

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	2	総務費寄附金	33,029	17,735	50,764
20	繰入金		502,822	△287,301	215,521
	1	特別会計繰入金	9,291	3	9,294
	1	公共用地先行取得事業特別会計繰入金	9,291	3	9,294
	2	基金繰入金	493,531	△287,304	206,227
	2	財政調整基金繰入金	287,304	△287,304	0
21	繰越金		2,655,182	△274,087	2,381,095
	1	繰越金	2,655,182	△274,087	2,381,095
	1	繰越金	2,655,182	△274,087	2,381,095
22	諸収入		2,955,155	522	2,955,677
	5	雑入	761,416	522	761,938
	2	雑入	761,212	522	761,734
23	市債		4,308,700	455,914	4,764,614
	1	市債	4,308,700	455,914	4,764,614
	6	土木債	1,335,600	14,700	1,350,300

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務費指定寄附金	17,735	1 ふるさと基金寄附金 3 市民活動推進基金寄附金	17,699 36
1 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	3	1 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	3
1 財政調整基金繰入金	△287,304	1 財政調整基金繰入金	△287,304
1 前年度繰越金	△274,087	1 前年度繰越金	△274,087
2 民生費雑入	522	24 公的介護施設等整備推進事業返還金	522
1 道路橋りょう債	38,500	5 狭あい道路整備事業債	38,500
3 都市計画債	△23,800	3 香川駅周辺整備事業債 4 浜見平地区拠点整備事業債	△8,900 △14,900

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		8 教育債	682,200	53,800	736,000
		9 臨時財政対策債	1,440,000	387,414	1,827,414
歳 入 合 計			102,173,197	753,406	102,926,603

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 小学校債	22,400	1 義務教育施設整備事業債 22,400
3 社会教育債	31,400	7 鶴嶺公民館整備事業債 31,400
1 臨時財政対策 債	387,414	1 臨時財政対策債 387,414

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	9,417,114	61,978	9,479,092		
1 総務管理費	7,571,616	32,446	7,604,062		
4 財政管理費	54,974	27,785	82,759	そ の 他	17,701
				一般財源	10,084
5 会計管理費	47,015	1,000	48,015	一般財源	1,000
7 企画費	1,129,836	2,454	1,132,290	一般財源	2,454
12 地域活動推進費	243,850	1,207	245,057	そ の 他	36
				一般財源	1,171
2 徴税費	801,869	26,000	827,869		
1 税務総務費	526,962	26,000	552,962	国庫支出金	26,000
3 戸籍住民基本台帳費	761,534	3,532	765,066		
1 戸籍住民基本台帳費	761,534	3,532	765,066	国庫支出金	3,532
3 民生費	60,123,788	447,757	60,571,545		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	10,084	10 財政管理経費	10,084
25 積立金	17,701	20 ふるさと基金積立金	17,701
12 役務費	1,000	10 会計管理経費	1,000
3 手数料	1,000		
11 需用費	182	150 組織改正関連経費	2,454
6 修繕料	182		
13 委託料	2,272		
25 積立金	1,207	60 市民活動推進経費	1,207
13 委託料	26,000	40 新型コロナウイルス感染症対策事業費	26,000
1 報酬	2,298	60 個人番号カード等交付事務管理経費	3,532
4 共済費	19		
9 旅費	16		
1 費用弁償	16		
12 役務費	1,199		
1 通信運搬費	1,199		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 社会福祉費	39,118,056	396,431	39,514,487		
1 社会福祉総務費	5,440,359	4,663	5,445,022	そ の 他	522
				一般財源	4,141
2 障害者福祉費	5,582,962	299,432	5,882,394	国庫支出金	146,389
				県支出金	73,490
				一般財源	79,553
4 老人福祉費	2,661,525	90,405	2,751,930	一般財源	90,405
6 国民年金事務費	7,142	1,931	9,073	国庫支出金	1,931
2 児童福祉費	16,800,859	51,326	16,852,185		
2 児童保育費	10,933,041	30,000	10,963,041	県支出金	30,000
4 児童福祉施設費	426,667	3,500	430,167	県支出金	3,500
5 地域児童福祉費	858,531	17,826	876,357	県支出金	16,500
				一般財源	1,326

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金利子及び割引料	522	130 介護保険事業特別会計繰出金	4,141
		220 公的介護施設等整備推進事業補助金	522
28 繰出金	4,141		
12 役務費	1,952	10 障害者福祉管理経費	7,154
3 手数料	1,952	1 障害者福祉管理経費	7,154
13 委託料	5,202	40 自立支援給付費	178,544
		2 訓練等給付費	178,544
19 負担金補助及び交付金	3,956	50 障害者生活支援事業費	3,956
		1 障害者生活支援事業費	3,956
20 扶助費	288,322	90 障害児支援給付費	109,778
19 負担金補助及び交付金	83,861	100 神奈川県後期高齢者医療広域連合関係経費	83,861
		110 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	6,544
28 繰出金	6,544		
13 委託料	1,931	10 国民年金事務費	1,931
19 負担金補助及び交付金	30,000	100 新型コロナウイルス感染症対策事業費	30,000
11 需用費	3,000	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	3,500
1 消耗品費	3,000		
13 委託料	500		
13 委託料	14,826	40 放課後児童健全育成事業費	1,326
		80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	16,500

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
4	衛生費		8,102,260	117,591	8,219,851		
	1 保健衛生費		4,720,868	106,330	4,827,198		
	2 予防費		393,469	106,330	499,799	国庫支出金	60,772
						県支出金	45,558
	2 清掃費		3,381,392	11,261	3,392,653		
	1 清掃総務費		1,004,815	1,666	1,006,481	一般財源	1,666
	2 じんかい処理費		2,098,171	9,595	2,107,766	そ の 他	10,716
						一般財源	△1,121
5	労働費		246,507	0	246,507		
	1 労働諸費		246,507	0	246,507		
	1 労働諸費		246,507	0	246,507	国庫支出金	3,063
						一般財源	△3,063
7	商工費		2,937,343	744	2,938,087		
	1 商工費		2,937,343	744	2,938,087		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	3,000		
13 委託料	106,330	10 予防接種事業費 3 新型コロナウイルス感染症対策事業費	106,330 106,330
11 需用費	283	20 清掃総務管理経費	1,666
4 印刷製本費	283		
12 役務費	1,383		
3 手数料	1,383		
11 需用費	6,208	80 ごみの減量化・資源化推進費	3,387
1 消耗品費	6,208	90 分別収集事業費	6,208
19 負担金補助及び交付金	3,387		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		1 商工振興費	2,865,958	744	2,866,702	一般財源	744
8	土木費		6,704,494	59,669	6,764,163		
		2 道路橋りょう費	1,108,792	78,480	1,187,272		
		3 道路新設改良費	637,509	78,480	715,989	地 方 債	38,500
						一般財源	39,980
		4 都市計画費	3,584,063	△18,811	3,565,252		
		1 都市計画総務費	3,170,661	△28,000	3,142,661	地 方 債	△23,800
						一般財源	△4,200
		3 街路事業費	27,495	4,059	31,554	一般財源	4,059
		5 公園費	222,889	5,130	228,019	一般財源	5,130
10	教育費		6,236,993	65,667	6,302,660		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 補償補填及び賠償金	744	160 新型コロナウイルス感染症対策事業費	744
13 委託料	35,600	30 狭あい道路整備事業費	78,480
17 公有財産購入費	30,130		
22 補償補填及び賠償金	12,750		
11 需用費	10	80 香川駅周辺整備事業費	△5,448
1 消耗品費	10	120 浜見平地区拠点整備事業費	△22,552
13 委託料	△2,615		
15 工事請負費	△20,531		
17 公有財産購入費	28,380		
22 補償補填及び賠償金	△33,244		
13 委託料	4,059	20 街路事業用地維持管理経費	4,059
22 補償補填及び賠償金	5,130	130 新型コロナウイルス感染症対策事業費	5,130

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	2 小学校費	1,747,736	29,975	1,777,711		
	1 学校管理費	1,075,151	29,975	1,105,126	地 方 債	22,400
					一般財源	7,575
	2 教育振興費	672,585	0	672,585	国庫支出金	129,392
					一般財源	△129,392
	3 中学校費	909,254	0	909,254		
	2 教育振興費	364,214	0	364,214	国庫支出金	59,643
					一般財源	△59,643
	5 社会教育費	1,981,215	35,692	2,016,907		
	3 公民館費	86,275	34,925	121,200	地 方 債	31,400
					一般財源	3,525
	5 青少年施設費	50,236	767	51,003	一般財源	767
歳 出 合 計		102,173,197	753,406	102,926,603		

教育費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	29,975	90 学校施設整備事業費 29,975
15 工事請負費	34,925	30 施設維持管理経費 34,925
11 需用費	767	40 新型コロナウイルス感染症対策事業費 767
1 消耗品費	767	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1,557 (1,293)	1,088,342	12,522,168	2,258,643	14,780,811	
補 正 前	1,557 (1,284)	1,086,044	12,519,870	2,258,624	14,778,494	
比 較	0 (9)	2,298	2,298	19	2,317	

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	6 (1,212)	1,088,342	1,198,638	119,756	1,318,394	
補 正 前	6 (1,203)	1,086,044	1,196,340	119,737	1,316,077	
比 較	0 (9)	2,298	2,298	19	2,317	

※表中()は、常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員について外書きしたものです。

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
庁舎総合管理業務委託経費	千円 347,458		千円
コミュニティホール管理業務委託経費	11,220		
剪定枝収集運搬業務委託経費	9,066		
剪定枝処分業務委託経費	2,126		
がん検診等受診券作成業務委託経費	9,571		
こども予防接種予診票作成業務委託経費	3,552		
茅ヶ崎駅北口広場及び地下道等保安業務委託経費	19,008		
外国人英語指導助手活用事業経費	69,480		

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
期間	金額	特定 国県支出金	財 定 地方債	源 その他	
令和2年度 └ 令和4年度	千円 347,458	千円	千円	千円	千円 347,458
令和2年度 └ 令和4年度	11,220				11,220
令和2年度 └ 令和3年度	9,066			9,066	
令和2年度 └ 令和3年度	2,126			2,126	
令和2年度 └ 令和3年度	9,571				9,571
令和2年度 └ 令和3年度	3,552				3,552
令和2年度 └ 令和4年度	19,008				19,008
令和2年度 └ 令和4年度	69,480				69,480

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	35,675,481	4,716,100	68,500	4,784,600	38,318,723	38,387,223
(7) 土 木	6,896,890	1,435,800	14,700	1,450,500	7,922,421	7,937,121
(10) 教 育	8,509,072	1,605,400	53,800	1,659,200	9,425,461	9,479,261
3 そ の 他	29,494,304	1,440,000	387,414	1,827,414	28,524,918	28,912,332
(2) 臨時財政 対 策 債	28,753,169	1,440,000	387,414	1,827,414	27,988,498	28,375,912
合 計	65,198,085	6,156,100	455,914	6,612,014	66,871,941	67,327,855

令和 2 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第 1 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム改修業務委託経費（税制改正対応分）	令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 13,233
特定健康診査受診券作成業務委託経費	令和2年度 ┆ 令和3年度	4,420

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
国民健康保険システム改修業務委託経費（税制改正 対応分）	千円 13,233		千円
特定健康診査受診券作成業務委託経費	4,420		

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
期間	金額	特定 国県支出金	特定 地方債	源 その他	
令和2年度 ┆ 令和3年度	千円 13,233	千円 13,233	千円	千円	千円
令和2年度 ┆ 令和3年度	4,420				4,420

令和2年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度茅ヶ崎市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,764,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		500,762	6,544	507,306
	1 一般会計繰入金	500,762	6,544	507,306
5 国庫支出金		0	1,635	1,635
	1 国庫補助金	0	1,635	1,635
歳 入 合 計		3,756,767	8,179	3,764,946

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		81,524	8,179	89,703
	1 総務管理費	66,771	8,179	74,950
歳 出 合 計		3,756,767	8,179	3,764,946

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金	500,762	6,544	507,306
5 国庫支出金	0	1,635	1,635
歳 入 合 計	3,756,767	8,179	3,764,946

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	81,524	8,179	89,703
歳 出 合 計	3,756,767	8,179	3,764,946

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	補定	財源	内訳
国県支出金	地方債	その他	一般財源
1,635	0	6,544	0
1,635	0	6,544	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金	500,762	6,544	507,306
1 一般会計繰入金	500,762	6,544	507,306
1 事務費繰入金	70,514	6,544	77,058
5 国庫支出金	0	1,635	1,635
1 国庫補助金	0	1,635	1,635
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	1,635	1,635
歳 入 合 計	3,756,767	8,179	3,764,946

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 事務費繰入金	6,544	1 事務費繰入金	6,544
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	1,635	1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	1,635

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	81,524	8,179	89,703		
1 総務管理費	66,771	8,179	74,950		
1 一般管理費	66,771	8,179	74,950	国庫支出金	1,635
				そ の 他	6,544
歳 出 合 計	3,756,767	8,179	3,764,946		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	8,179	20 一般管理経費 8,179

令和 2 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,281 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,604,783 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		3,616,271	△43,723	3,572,548
	1 介護保険料	3,616,271	△43,723	3,572,548
3 国庫支出金		3,289,274	47,863	3,337,137
	2 国庫補助金	575,624	47,863	623,487
6 繰入金		2,851,474	4,141	2,855,615
	1 一般会計繰入金	2,634,518	4,141	2,638,659
歳 入 合 計		16,596,502	8,281	16,604,783

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		460,091	8,281	468,372
	1 総務管理費	318,368	8,281	326,649
3 地域支援事業費		930,913	0	930,913
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	621,181	0	621,181
	3 包括的支援事業・任意事業費	292,294	0	292,294
歳 出 合 計		16,596,502	8,281	16,604,783

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料	3,616,271	△43,723	3,572,548
3 国庫支出金	3,289,274	47,863	3,337,137
6 繰入金	2,851,474	4,141	2,855,615
歳 入 合 計	16,596,502	8,281	16,604,783

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	460,091	8,281	468,372
3 地域支援事業費	930,913	0	930,913
歳 出 合 計	16,596,502	8,281	16,604,783

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
4,140	0	4,141	0
43,723	0	0	△43,723
47,863	0	4,141	△43,723

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料	3,616,271	△43,723	3,572,548
1 介護保険料	3,616,271	△43,723	3,572,548
1 被保険者保険料	3,616,271	△43,723	3,572,548
3 国庫支出金	3,289,274	47,863	3,337,137
2 国庫補助金	575,624	47,863	623,487
4 保険者機能強化推進交付金	20,000	14,254	34,254
6 介護保険事業費補助金	4,567	4,140	8,707
8 介護保険保険者努力支援交付金	0	29,469	29,469
6 繰入金	2,851,474	4,141	2,855,615
1 一般会計繰入金	2,634,518	4,141	2,638,659
1 一般会計繰入金	2,634,518	4,141	2,638,659
歳 入 合 計	16,596,502	8,281	16,604,783

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	△43,723	1 現年度分	△43,723
1 保険者機能強化推進交付金	14,254	1 保険者機能強化推進交付金	14,254
1 介護保険事業費補助金	4,140	1 介護保険事業費補助金	4,140
1 介護保険保険者努力支援交付金	29,469	1 介護保険保険者努力支援交付金	29,469
3 事務費繰入金	4,141	1 事務費繰入金	4,141

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	460,091	8,281	468,372		
1 総務管理費	318,368	8,281	326,649		
1 一般管理費	318,368	8,281	326,649	国庫支出金	4,140
				そ の 他	4,141
3 地域支援事業費	930,913	0	930,913		
1 介護予防・生活支援サービス事業費	621,181	0	621,181		
1 介護予防・生活支援サービス事業費	558,510	0	558,510	国庫支出金	29,469
				一般財源	△29,469
3 包括的支援事業・任意事業費	292,294	0	292,294		
1 包括的支援事業費	269,750	0	269,750	国庫支出金	14,254
				一般財源	△14,254
歳 出 合 計	16,596,502	8,281	16,604,783		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	7,630	20 一般管理経費 651
19 負担金補助及び交付金	651	30 介護保険事務処理システム改修事業費 7,630

令和 2 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度茅ヶ崎市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,149 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 252,612 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		151, 131	30, 149	181, 280
	1 財産売払収入	151, 131	30, 149	181, 280
歳 入 合 計		222, 463	30, 149	252, 612

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		9,291	3	9,294
	1 総務管理費	9,291	3	9,294
2 公債費		213,172	30,146	243,318
	1 公債費	213,172	30,146	243,318
歳 出 合 計		222,463	30,149	252,612

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入	151,131	30,149	181,280
歳 入 合 計	222,463	30,149	252,612

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	9,291	3	9,294
2 公債費	213,172	30,146	243,318
歳 出 合 計	222,463	30,149	252,612

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	3	0
0	0	30,146	0
0	0	30,149	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入	151,131	30,149	181,280
1 財産売却収入	151,131	30,149	181,280
1 不動産売却収入	151,131	30,149	181,280
歳 入 合 計	222,463	30,149	252,612

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地売却収入	30,149	1 土地売却収入 30,149

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	9,291	3	9,294		
1 総務管理費	9,291	3	9,294		
1 一般管理費	9,291	3	9,294	そ の 他	3
2 公債費	213,172	30,146	243,318		
1 公債費	213,172	30,146	243,318		
1 元金	210,665	30,146	240,811	そ の 他	30,146
歳 出 合 計	222,463	30,149	252,612		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰出金	3	10 一般会計繰出金 3
23 償還金利子及 び割引料	30,146	10 市債償還金 30,146

茅ヶ崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市事務分掌条例（昭和 41 年茅ヶ崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条企画部の項中第 6 号を削り、同条財務部の項第 2 号中「市有財産」を「財産管理及び公共用地の取得」に改め、同項第 3 号中「用地対策」を「公共施設の再編」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 11 月 27 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、財務部に公共施設の再編に関する事務を分掌させることにより、当該事務を財産の管理に関する事務と一体的に推進するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 1 0 年茅ヶ崎市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

を

茅ヶ崎市美術品 審査委員会	茅ヶ崎市が収集し、又は 寄贈若しくは寄託を受け る美術品につき市長の諮 問に応じて調査審議し、 その結果を答申するこ と。	6 人以内
茅ヶ崎ゆかりの 人物館運営委員 会	茅ヶ崎ゆかりの人物館の 運営に関する事項につき 市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を答申 し、又は建議すること。	8 人以内

茅ヶ崎市美術品 審査委員会	茅ヶ崎市が収集し、又は 寄贈若しくは寄託を受け る美術品につき市長の諮 問に応じて調査審議し、 その結果を答申するこ と。	6 人以内
------------------	--	-------

に改める。

第 2 条 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

茅ヶ崎市文化生 涯学習プラン推 進委員会	茅ヶ崎市文化生涯学習プ ランの策定及び変更並び に当該プランに基づく事	1 4 人以内
----------------------------	---	---------

別表市長の項中

	業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	
茅ヶ崎市美術館運営委員会	茅ヶ崎市美術館の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	12人以内

を

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会	茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	14人以内
--------------------	---	-------

に改める。

附 則

- この条例中第1条の規定及び次項の規定は令和3年1月24日から、第2条の規定及び附則第3項の規定は令和3年8月1日から施行する。
- 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1 ゆかりの人物館運営委員会委員の項を削る。
- 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第1 美術館運営委員会委員の項を削る。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎ゆかりの人物館及び茅ヶ崎市美術館の運営に関する事項を茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会が審議することにより、総合的な文化生涯学習施策を推進するとともに、審議会に係る事務の効率化を図るため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

茅ヶ崎市立病院 運営協議会	茅ヶ崎市立病院の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	10 人以内
------------------	--	--------

を

茅ヶ崎市立病院 運営協議会	茅ヶ崎市立病院の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	10 人以内
茅ヶ崎市立病院 在り方検討委員会	経営形態その他の茅ヶ崎市立病院の在り方に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	12 人以内

に改める。

附 則

- この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年茅ヶ崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市立病院運営協議会委員の項の次に次のように加える。

市立病院在り方検討委員会委員	日額	10,000 円
----------------	----	----------

令和２年１１月２７日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、経営形態その他の茅ヶ崎市立病院の在り方に関する事項について、専門的判断を求め、及び広く意見を聴取するため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成 1 2 年茅ヶ崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 9 5 の項中「同条第 9 項」を「同条第 1 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年茅ヶ崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「附則第 2 項において」を「以下」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「第 5 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに法第 46 条第 1 項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第 5 条第 1 項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第 5 条第 2 項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第 1 項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 11 月 27 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に鑑み、介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる場合を定める等のため提案する。

茅ヶ崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市屋外広告物条例（平成 2 2 年茅ヶ崎市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「(ポスターを含む。)」を削る。

第 9 条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって市長が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 4 条及び第 5 条（第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 5 号（公衆便所を除く。）を除く。）の規定は、適用しない。

4 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 4 条の規定は、適用しない。

第 1 1 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項中「第 6 条」の次に「又は第 9 条第 3 項若しくは第 4 項」を加える。

第 1 5 条中「又はこれらを管理する者」を「若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（点検）

第 1 5 条の 2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、次条第 2 項に規定する規則で定める資格を有する者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 この条例の規定による許可又は許可の期間の更新の申請をする者（第 6 条の規定による許可の申請をする者にあつては、現に設置されている掲出物件に広告物を表示しようとする場合に限る。）は、規則で定めるところにより前項に規定する点検の結果を市長に提出しなければならない。

第 1 6 条第 2 項中「神奈川県屋外広告物条例（昭和 2 4 年神奈川県条例第 6 2 号）第

32条第1項各号のいずれかに該当する者をもって充て」を「規則で定める資格を有する者で」に改める。

第35条第3号中「第13条第1項」を「第9条第3項若しくは第4項又は第13条第1項」に改める。

附則第2項中「神奈川県屋外広告物条例（）」の次に「昭和24年神奈川県条例第62号。」を加える。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の2第2項の規定は、この条例の施行の日以後に茅ヶ崎市屋外広告物条例の規定による許可又は許可の期間の更新の申請をした者について適用し、同日前にこれらの申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。
別表第1の167の項中「第6条」の次に「、第9条第3項若しくは第4項」を加える。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、屋外広告物の表示者等に屋外広告物の点検を行わせることにより屋外広告物の落下等を予防するとともに、広告により得た収入を地域における取組等の財源に充てるために表示し、又は設置する広告物又は掲出物件に係る規制を緩和する等のため提案する。

監査委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 茅ヶ崎市東海岸南（以下略）

氏 名 森 誠 一

生年月日 昭和 1 6 年（以下略）

提案理由

本案は、監査委員を選任するため、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 茅ヶ崎市東海岸南（以下略）

森 誠 一

昭和16年（以下略）生

経 歴

（以下略）

参 考

地 方 自 治 法 抜 粹

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

（第2項以下省略）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設 の 名 称 | 茅ヶ崎市民活動サポートセンター |
| 2 | 施設 の 種 類 | 市民活動サポートセンター |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市円蔵一丁目5番24号サニータウン茅ヶ崎
特定非営利活動法人NPOサポートちがさき
代表理事 益 永 律 子 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者に特定非営利活動法人NPOサポートちがさきを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施設 の 名 称 | 茅ヶ崎市老人福祉センター |
| 2 | 施設 の 種 類 | 茅ヶ崎市老人福祉センター |
| 3 | 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市新栄町13番44号
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
会長 水 島 静 夫 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市老人福祉センターの指定管理者に社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更する。

なお、この字の区域の変更は、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

字区域変更調書

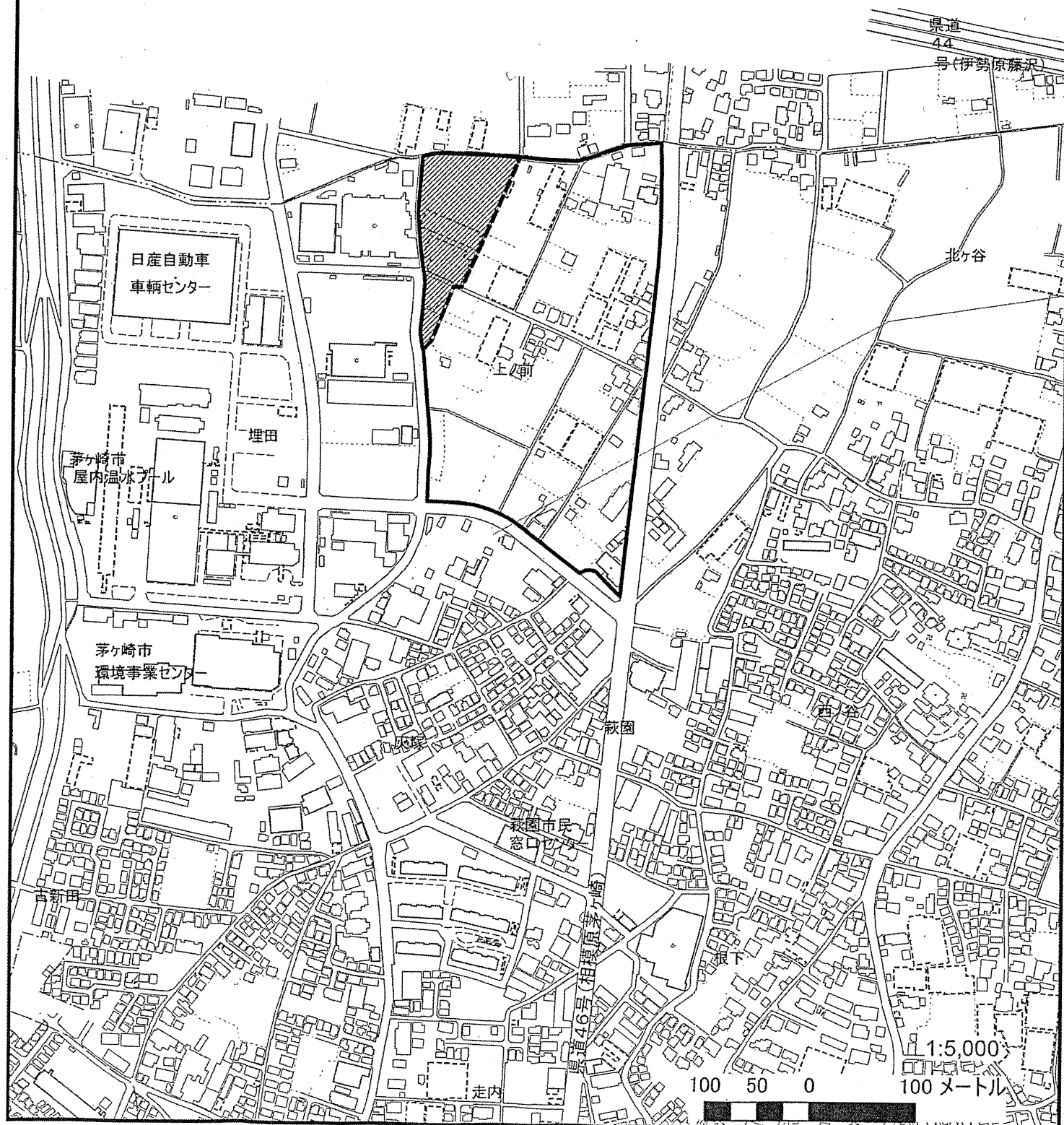
新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
萩園	上ノ前	萩園	埋田	911の1、911の2、 911の3、911の4、 912の1、912の2、 912の3、912の4、 913の1、913の2、 914、915、916、 917、920の1、 920の2、921、 922の2、929、 930、931、932、 933、934 上記の区域に隣接介在する道 水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、令和2年7月16日現在の土地登記簿によるものである。

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業の換地処分が行われるに当たり、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、提案する。

案内図



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和2年11月27日提出

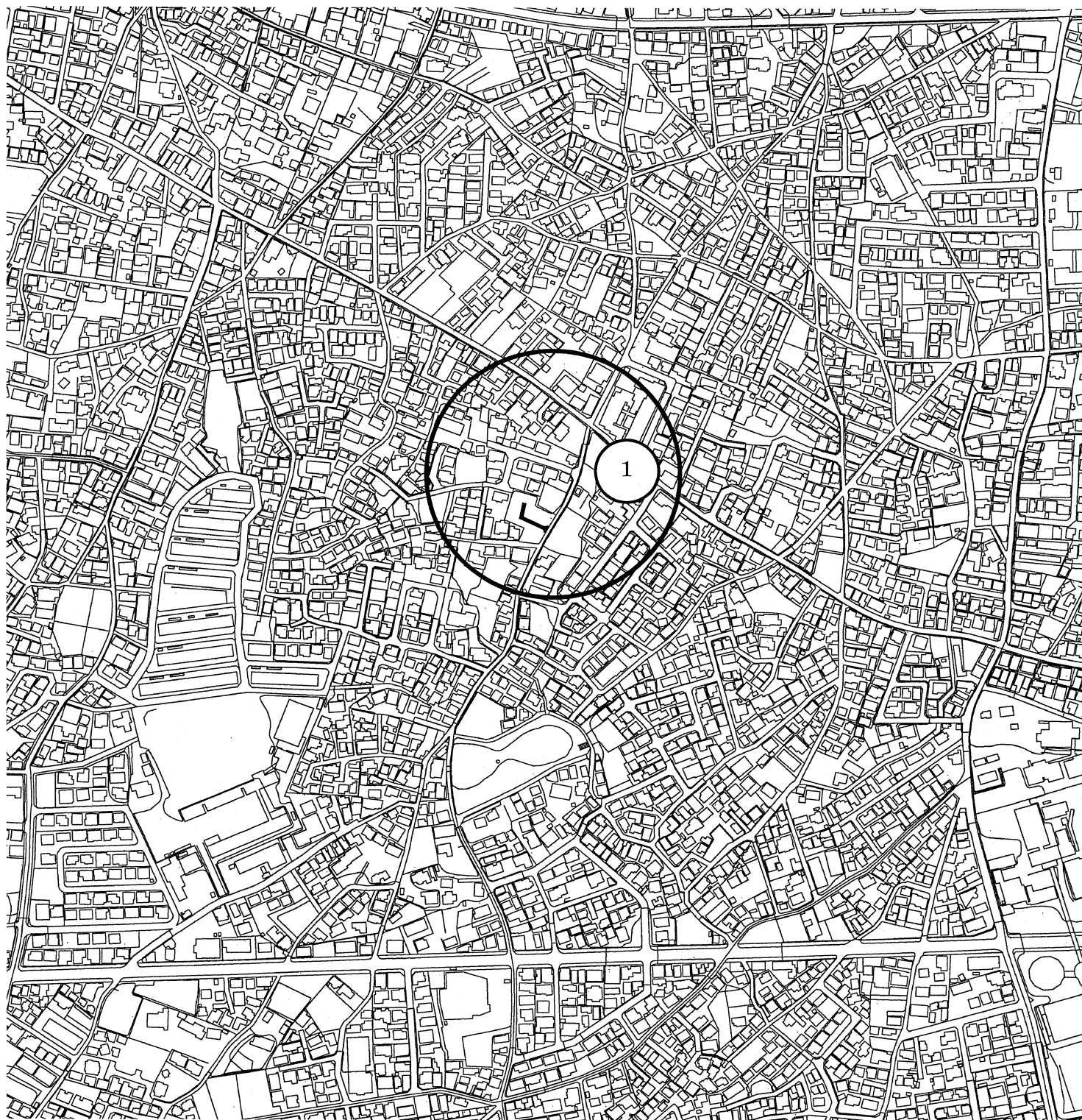
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1948号線	松 が 丘 二 丁 目 2 3 5 2 番 6 地 先	松 が 丘 二 丁 目 2 3 5 2 番 1 0 地 先	m 34.91	m 4.20

提案理由

本案は、レモンホーム株式会社が造成し、令和2年7月11日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

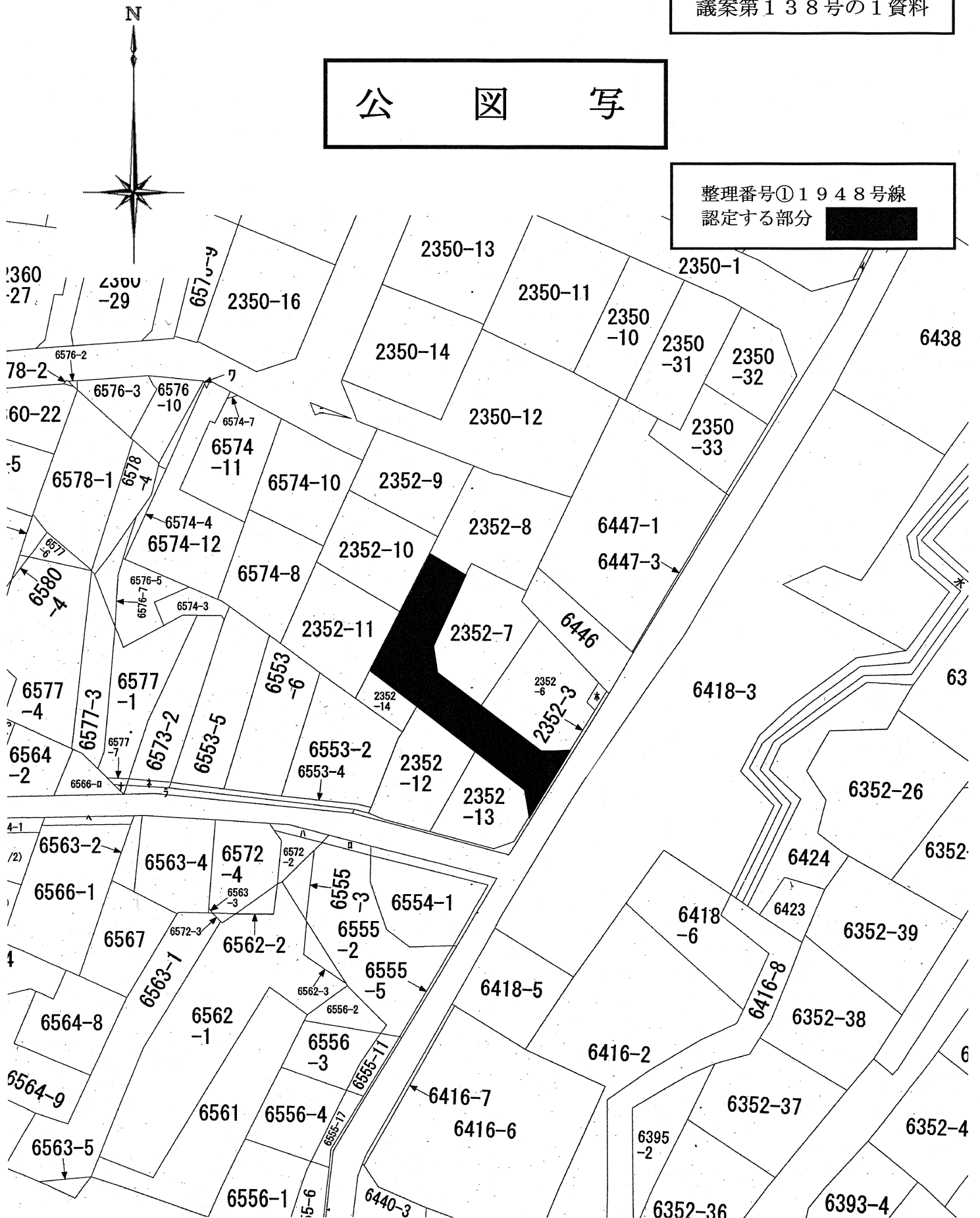
案内図



議案第138号の1資料

公 函 写

整理番号①1948号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和2年11月27日提出

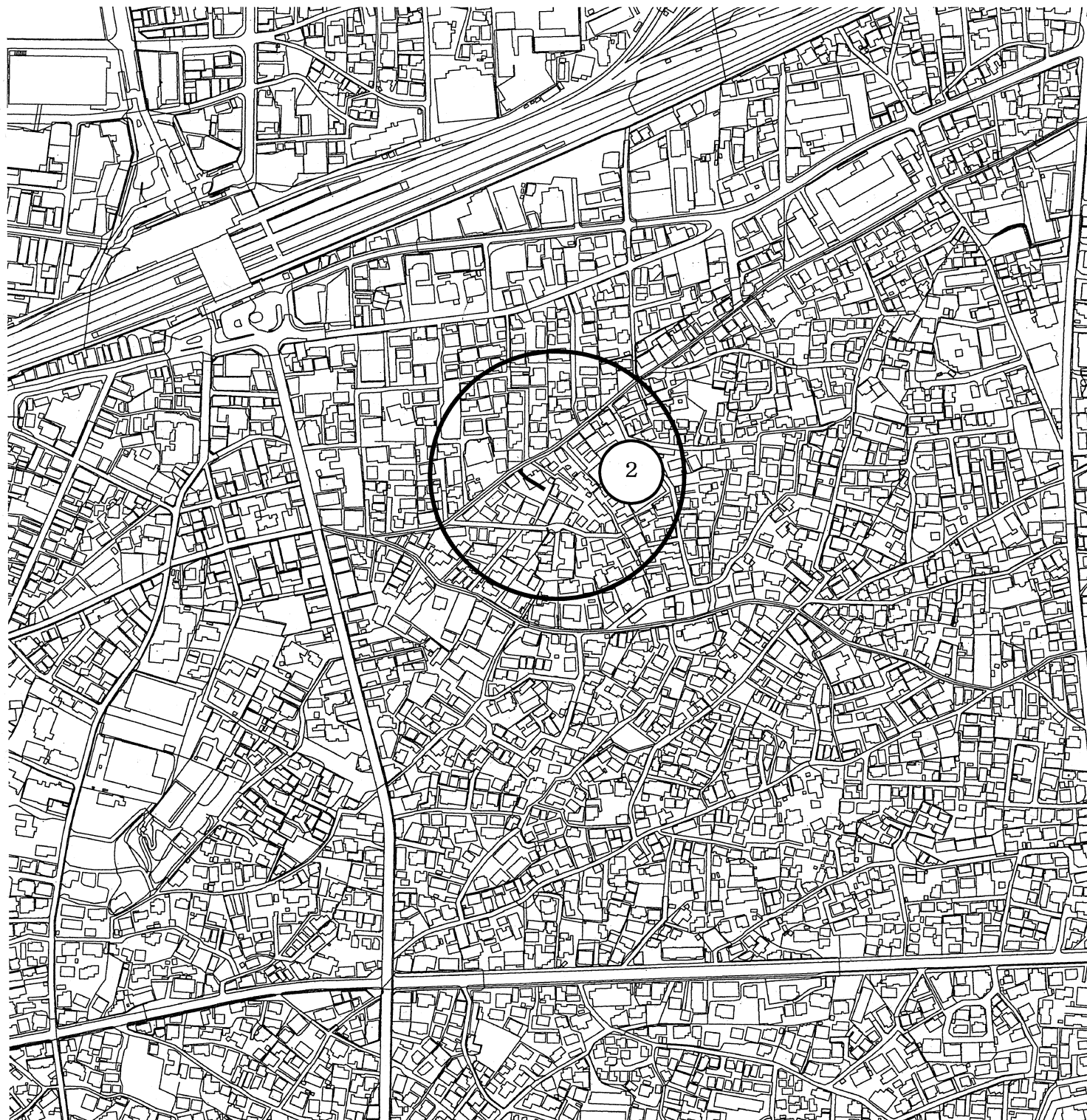
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1949号線	東海岸北三丁目 10102番3地先	東海岸北三丁目 10101番5地先	m 23.34	m 4.20

提案理由

本案は、アイディホーム株式会社が造成し、令和2年7月31日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

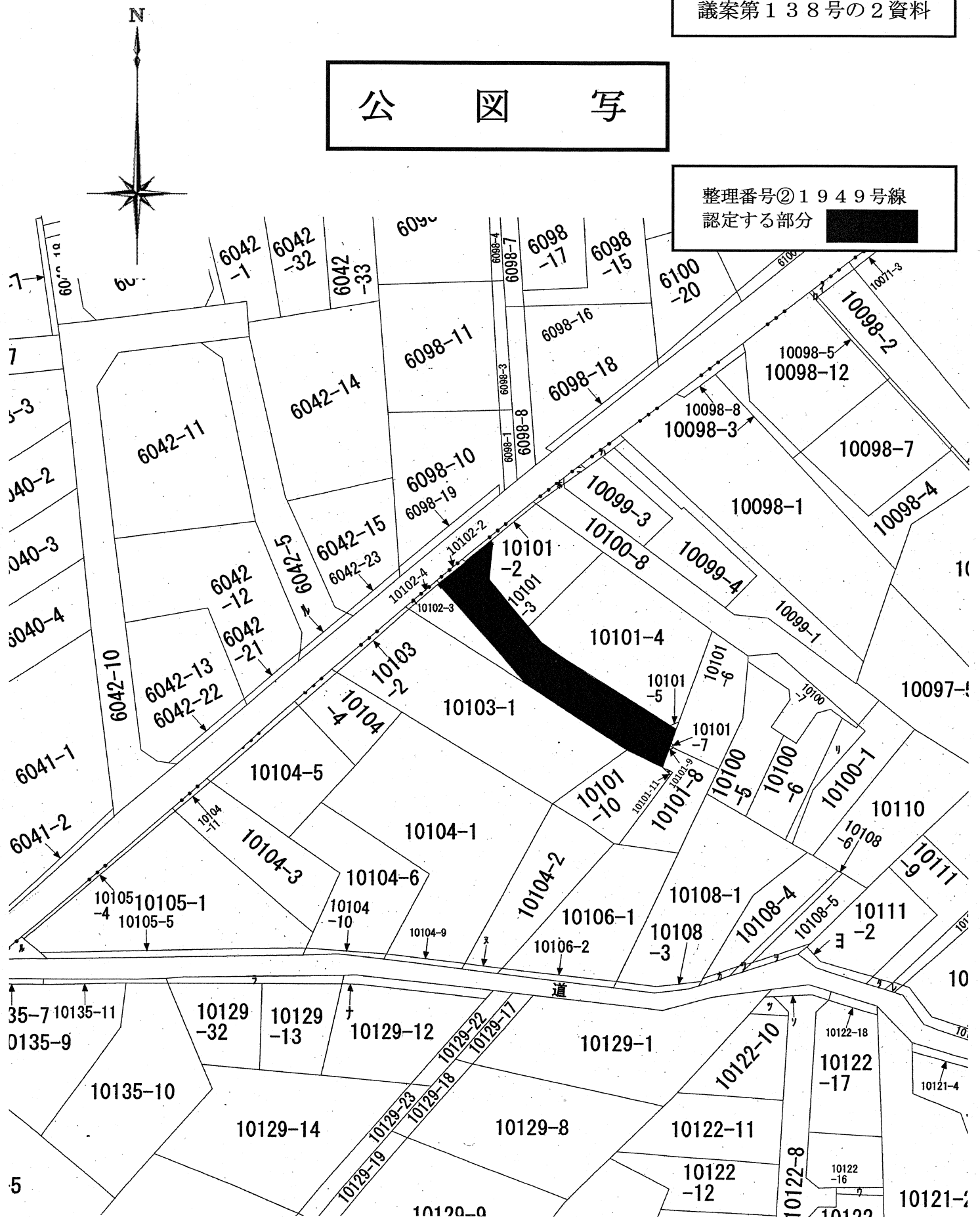
案 内 図



議案第138号の2資料

公 函 写

整理番号②1949号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	1 9 5 0 号線	菱 沼 海 岸 3 0 0 3 番 2 1 6 地先	菱 沼 海 岸 3 0 0 3 番 2 0 6 地先	m 79.19	m 4.50

提案理由

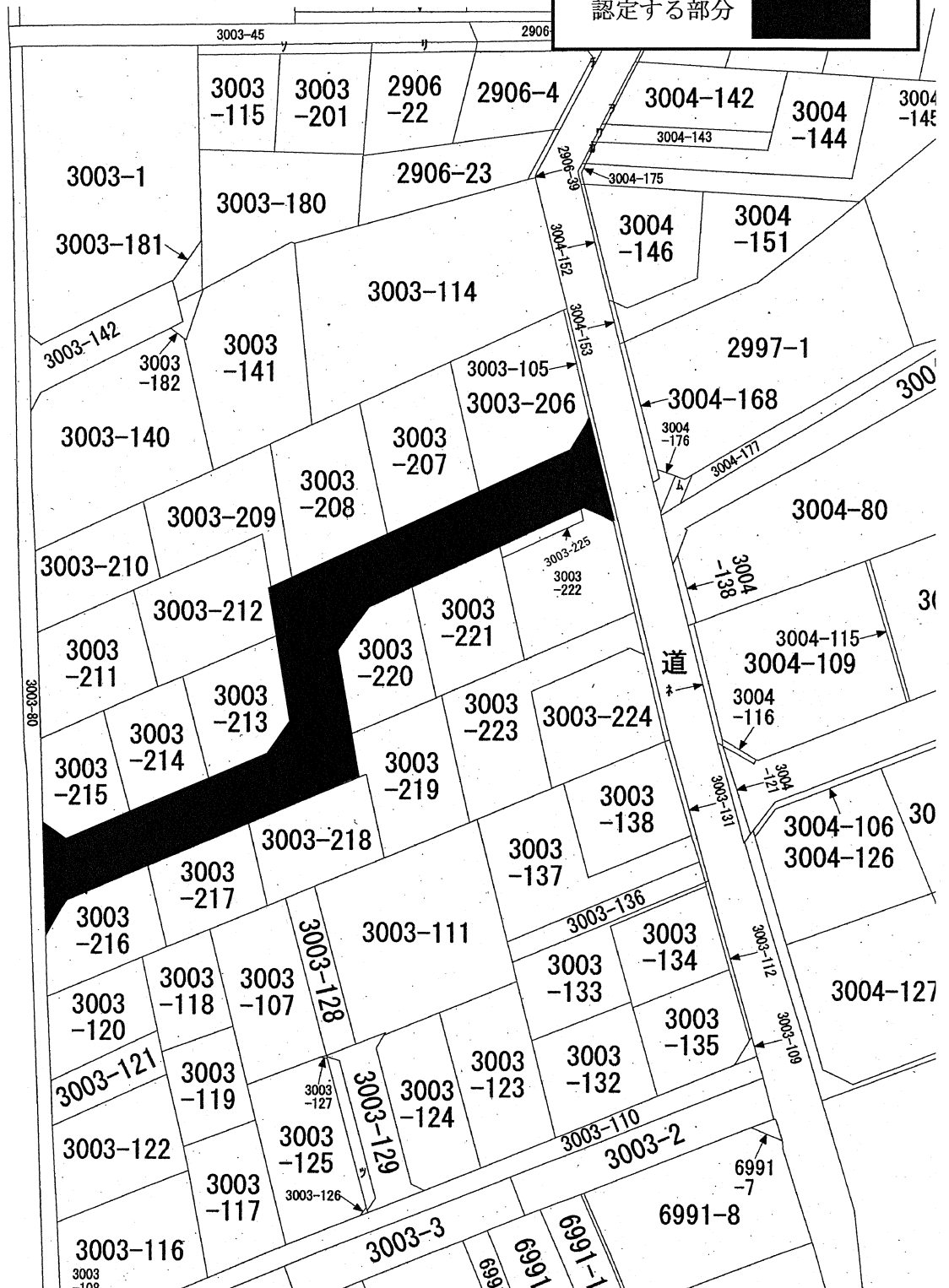
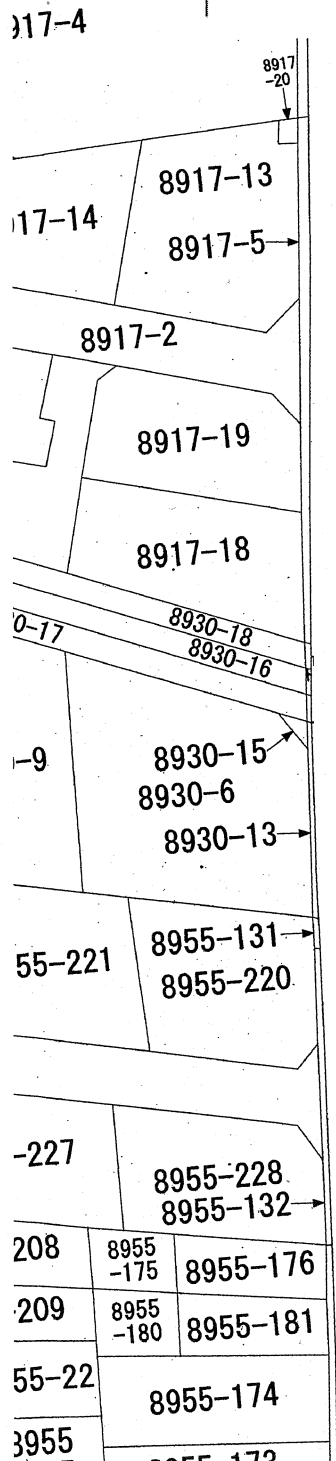
本案は、湘栄建設株式会社が造成し、令和 2 年 9 月 3 0 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



整理番号③1950号線
認定する部分

公 函 写



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

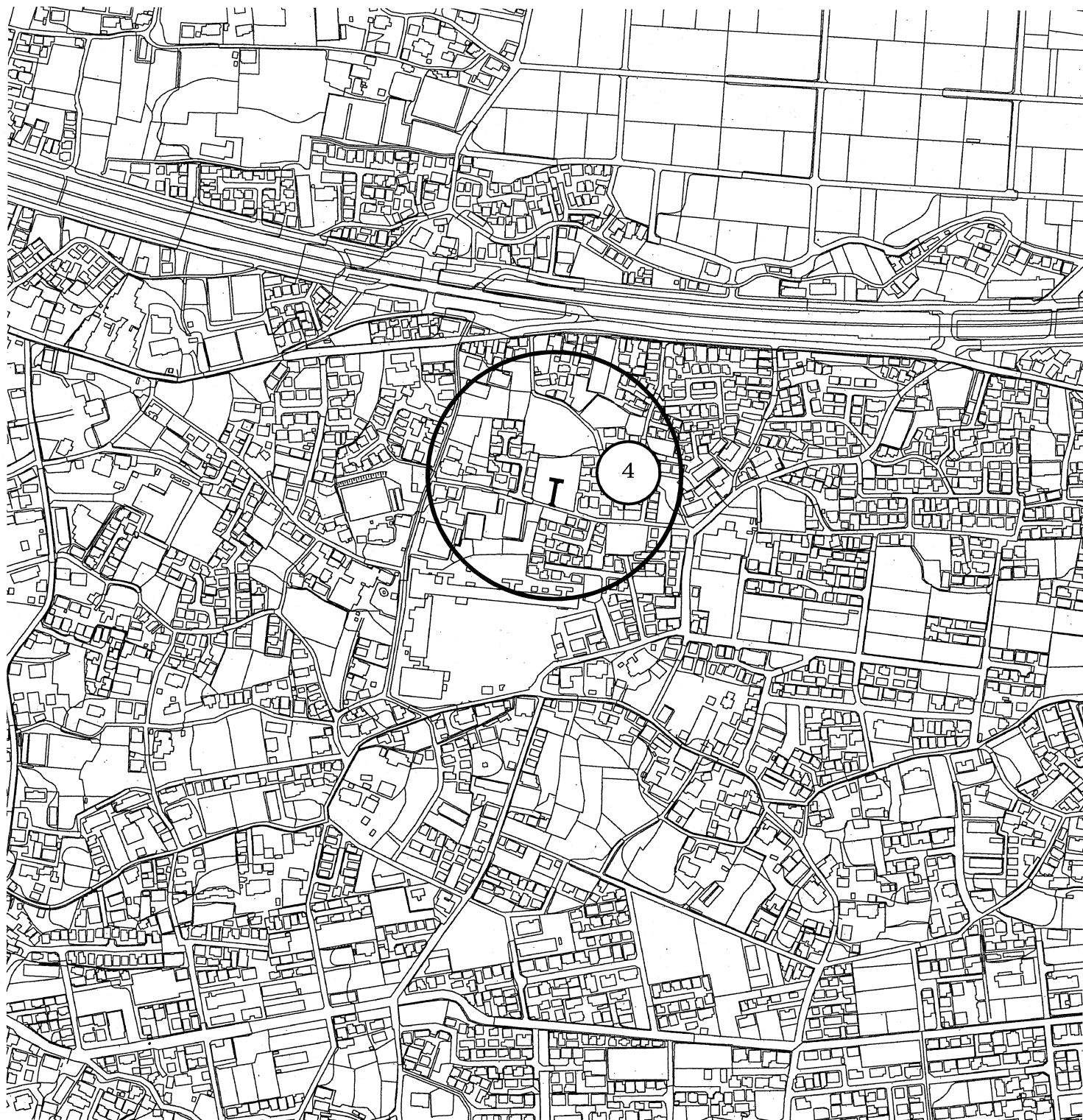
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	3 5 1 6 号線	菱 沼 一 丁 目 7 8 2 番 2 5 地 先	菱 沼 一 丁 目 7 8 2 番 3 7 地 先	m 43.56	4.21 m ~ 4.50

提案理由

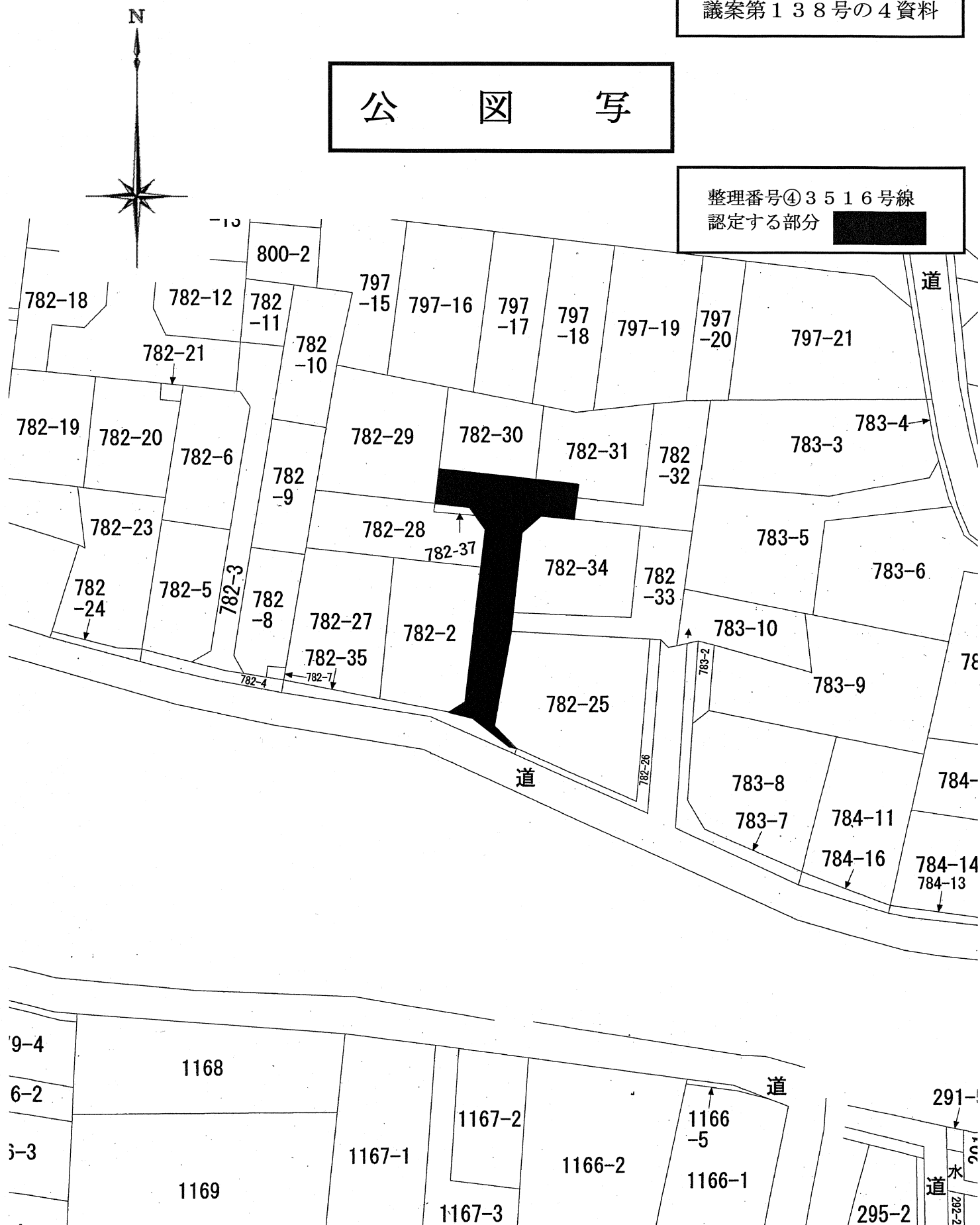
本案は、株式会社東栄住宅が造成し、令和 2 年 7 月 3 1 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号④3516号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和2年11月27日提出

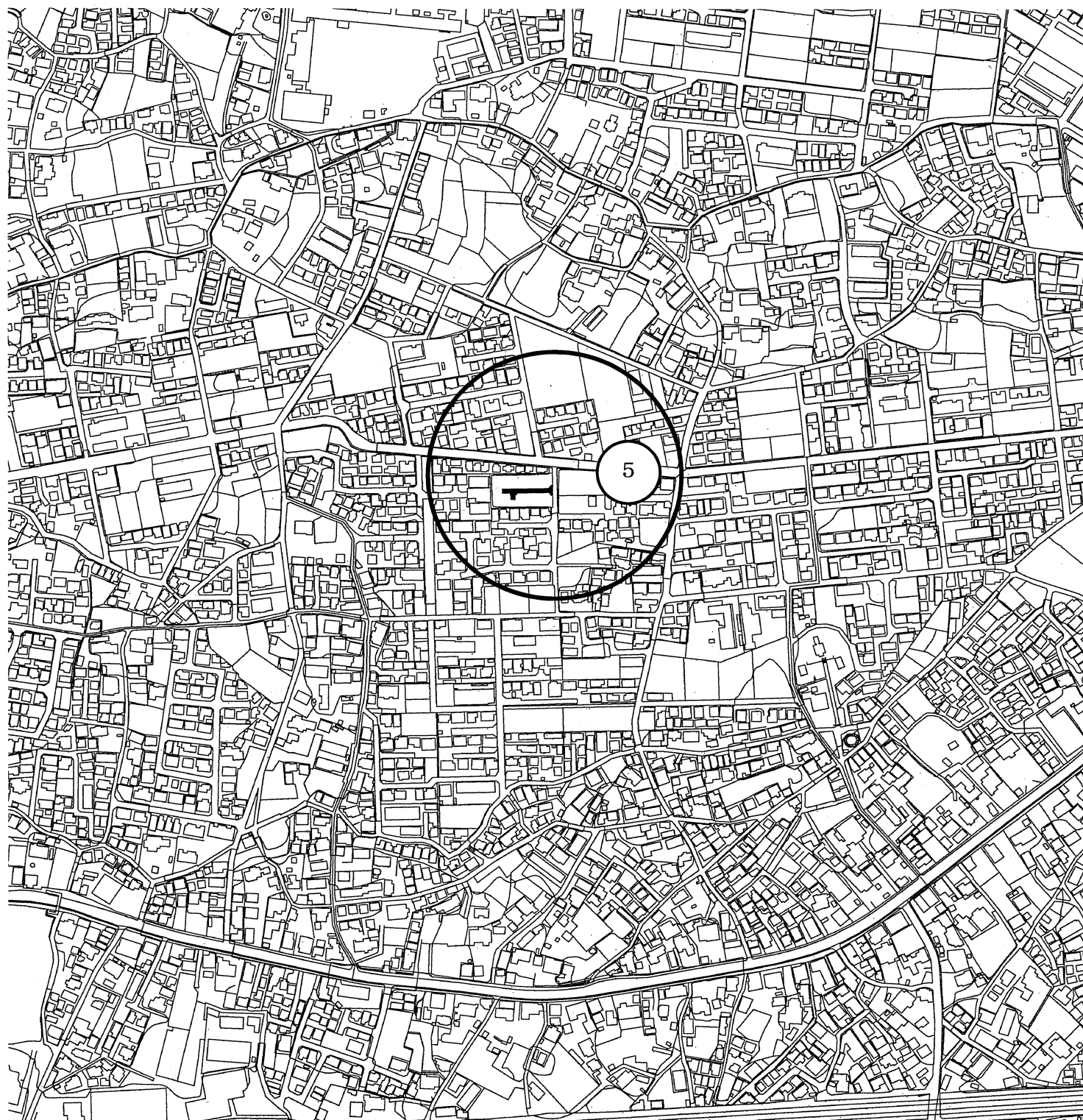
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	3517号線	小和田一丁目 779番3地先	小和田一丁目 779番10地先	m 47.00	m 4.51

提案理由

本案は、レモンホーム株式会社が造成し、令和2年8月4日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号⑤3517号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

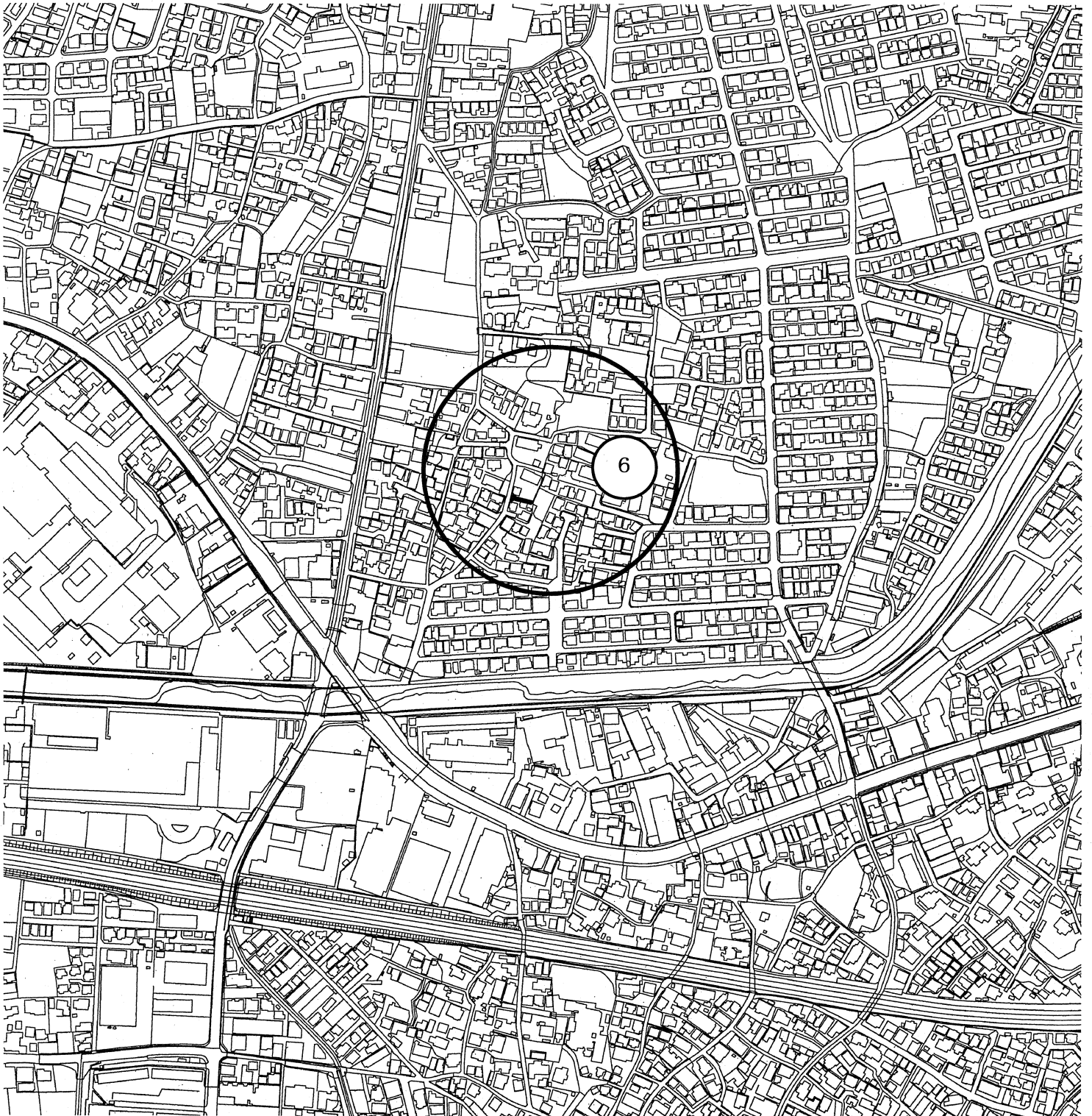
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	5 7 8 4 号線	浜 之 郷 字 石 原 7 8 7 番 2 4 地 先	浜 之 郷 字 石 原 7 9 7 番 8 地 先	m 25.77	m 4.50

提案理由

本案は、有限会社浜住宅が造成し、令和 2 年 9 月 9 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案内図





専決処分の報告について

次のとおり令和2年10月20日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年11月27日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金54,637円
- 2 損害賠償の相手方 市外所在の法人
- 3 損害賠償の理由

令和2年9月25日午後6時20分頃、茅ヶ崎第2駐車場内において、道路管理課職員が運転する軽自動車が駐車場内に入庫する際、ゲートバーに接触し、損害を与えたため、これに対する修繕費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和 2 年 1 1 月 2 日専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金 3 4 6 , 1 7 0 円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和 2 年 8 月 1 2 日午後 3 時頃、浜之郷 2 5 5 番地 5 地先において、道路管理課職員が運転するダンプトラックが後退時に、相手方所有地内にあるごみ集積場所のブロック塀に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。